

保振社振 15 第 29 号  
平成 16 年 3 月 17 日

短期社債振替制度利用者 各位

株式会社 証券保管振替機構  
代表取締役社長 竹内 克伸

### 「短期社債等に関する業務規程」等の一部改正について

平成 16 年度税制改正により、短期外債（いわゆるサムライ電子 C P ）が、短期社債と同様に発行時の源泉徴収免除の対象となる予定です（ ）。当機構は、これに伴い短期外債を短期社債振替制度の取扱対象とするため、「短期社債等に関する業務規程」及び「短期社債等に関する業務規程施行規則」について、別添のとおり一部改正を行い、平成 16 年 4 月 1 日付で施行することといたしましたので、ご通知いたします。

今回の改正概要は以下のとおりです。

今通常国会において、法案が可決成立することが条件となる。

### 記

#### 1．取扱対象関係

当機構の振替業において取り扱う有価証券として、短期外債を追加する。

#### 2．その他改正概要

短期外債について、「短期社債等に関する業務規程」を適用するに当たり、法令と同様の読替規定を整備する。

以 上